（証券コード：8230）
平成29年５月31日

株　主　各　位

福岡市博多区上川端町１２番１９２号
株式会社はせがわ
代表取締役社長　　江　崎　　徹

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月19日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年６月20日（火曜日）午前10時
　　（受付開始　午前９時より）
２．場　　所　　福岡市博多区下川端町３番２号
　　ホテルオークラ福岡　４階　平安の間Ⅲ
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　　報告事項　　第51期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）
　　事業報告及び計算書類報告の件
　　決議事項
　　第１号議案　取締役８名選任の件
　　第２号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件
　　第３号議案　取締役に対する株式報酬制度導入の件
　　第４号議案　補欠監査役１名選任の件

４．その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.hasegawa.jp/ir/）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している「個別注記表」も含まれております。

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。又、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

○節電への協力のため、当日、当社の役員及び係員はクールビズにて対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

○株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.hasegawa.jp/ir/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府による経済政策等を背景に緩やかな回復基調が見られ、個人消費についても、雇用・所得環境等の改善による持ち直しの動きが見られております。一方で、英国の離脱問題を契機としたＥＵ諸国の動向、米国新政権における政策の不透明感、朝鮮半島の情勢不安など、国外の政治・経済の不安定さにより、今後の景気動向及び個人消費については依然として予断を許さない状況が続いております。

宗教用具関連業界においては、消費者の生活様式や価値観が大きく変化し、購入商品の小型化・簡素化の傾向が顕著になっております。これに伴い単価の下落が進行しており、引き続き厳しい環境が続いております。

当社はこのような情勢のなか、仏壇仏具事業に関しては、お客様の変化に対応した新商品の企画・開発・投入や営業店ごとの品揃えの見直し、商品訴求を高めた販売促進活動を実施してまいりました。墓石事業・屋内墓苑事業に関しては、埋葬に対するニーズを満たす商品・サービスとして相互の連携を強化すべく、営業店の対応力向上に注力してまいりました。加えて、墓石事業に関しては、業界全体では海外加工製品が大半を占める中において他社との差別化を図るべく、重点的に国内加工製品の魅力を提案することに取り組んでまいりました。一方、屋内墓苑事業に関しては、「熱田の杜 最勝殿」（７月受託販売開始）、「小石川墓陵」（10月受託販売開始）を加え、現在６物件で受託販売を行なっており、引き続き受託販売物件の新規開苑に向けた活動を推し進めてまいります。また、店舗政策については、店舗展開地域の市場と現在の店舗網との総合的な見直しを行ない、お客様動線の変化に合わせた店舗立地への変更を進めてまいりました。その中で、５月には４店舗目のリビングスタイル店を新規出店、１月には初のショッピングセンター内店舗を開店するなど５店舗の移転再配置を実施いたしました。さらに、３月には日常の「祈り・願い」そして「供養」の新しいライフスタイルを提案する新業態店舗として「こころのアトリエ」第１号店を開店いたしました。

このように各事業において施策を推進したものの、売上高は193億78百万円（前期比0.1％減）となりましたが、荒利益率の改善及び年金資産の運用益などの影響により、営業利益は８億88百万円（前期比15.7％増）、経常利益は９億45百万円（前期比33.9％増）となり、当期純利益は４億９百万円（前期比15.7％増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当事業年度より、報告セグメントを従来の地域を基礎としたセグメントから事業を基礎としたセグメントに変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

当社は、宗教用具関連事業について、「仏壇仏具・墓石」及び「屋内墓苑」を報告セグメントとしております。

仏壇仏具・墓石については、東日本地区において、墓石は堅調に推移したものの、仏壇仏具の販売基数減少の影響が大きく、売上高は144億７百万円（前期比1.2％減）となりました。西日本地区においては、墓石の販売基数減少の影響があったものの、仏壇仏具の販売が好調だったため、売上高は36億16百万円（前期比0.2％増）となりました。これらの結果、全体での売上高は180億24百万円（前期比0.9％減）となりました。

屋内墓苑については、新規物件の受託販売が好調に推移したことにより、売上高は10億５百万円（前期比19.8％増）となりました。

その他については、主に卸売部門が低調に推移したことから、売上高は３億47百万円（前期比4.9％減）となりました。

なお、当社の報告セグメント別売上高は次のとおりであります。

セグメントの名称	区分		第50期（平成27年4月～平成28年3月）		第51期（平成28年4月～平成29年3月）		前期比増減率
			売上高	構成比	売上高	構成比	
			百万円	%	百万円	%	%
仏壇仏具・墓石	東日本	仏壇仏具	10,079	52.0	9,881	51.0	△2.0
		墓石	4,508	23.2	4,526	23.4	0.4
		計	14,588	75.2	14,407	74.4	△1.2
	西日本	仏壇仏具	2,875	14.8	2,917	15.0	1.5
		墓石	732	3.8	699	3.6	△4.5
		計	3,607	18.6	3,616	18.6	0.2
	計	仏壇仏具	12,954	66.8	12,798	66.0	△1.2
		墓石	5,241	27.0	5,226	27.0	△0.3
		計	18,196	93.8	18,024	93.0	△0.9
屋内墓苑			839	4.3	1,005	5.2	19.8
その他			365	1.9	347	1.8	△4.9
合計			19,401	100.0	19,378	100.0	△0.1

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は3億4百万円であり、その主なものは、新規出店、店舗移転、既存店舗の改装及びシステム開発等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において当社は、長期借入金10億円を調達いたしました。

(4) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第 48 期 (平成26年３月期)	第 49 期 (平成27年３月期)	第 50 期 (平成28年３月期)	第 51 期 (平成29年３月期)
売上高	21,637百万円	19,314百万円	19,401百万円	19,378百万円
営業利益	2,464百万円	1,035百万円	768百万円	888百万円
経常利益	2,608百万円	1,025百万円	705百万円	945百万円
当期純利益	1,540百万円	415百万円	353百万円	409百万円
１株当たり当期純利益	87円04銭	23円22銭	19円59銭	22円61銭
総資産	17,722百万円	17,615百万円	18,538百万円	17,913百万円
純資産	8,928百万円	9,493百万円	9,544百万円	9,888百万円
１株当たり純資産	495円79銭	522円12銭	521円92銭	540円77銭

(5) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

宗教用具関連業界を取り巻く環境は、生活様式や価値観の変化による購入商品の小型化・簡素化、さらにはそれに伴う単価下落の傾向などが継続しております。また、伝統的形式に縛られない「自分らしい」供養のあり方を求める声も高まっており、多様化するお客様のニーズへの対応が求められております。加えて、一部市場においては近年お客様動線が大きく変化しており、商圏の見直しやそれに伴う店舗政策の見直しが求められております。

墓石販売に関連する動きとしては、都市部への人口集中や高齢化などによりアクセスの良い霊園の需要が高まる一方、都市部を中心に霊園開発に関する規制の強化が進んでいることから、お客様のニーズを満たす霊園が不足しております。こうしたことから、霊園に代わる新たな遺骨収蔵施設として、屋内墓苑が注目を集めており、首都圏を中心に新規物件が増加傾向にあります。さらに、埋葬に対する価値観の変化が進んでおり、合葬墓など個別にお墓を所有しない新たな埋葬形態も注目を集めております。

また、現代人の心的ストレスの増大に伴い、心の平穏を取り戻すための商品やサービスへのニーズが一層高まっていると思われ、精神的・心理的側面の強い宗教用具という分野に携わってきた当社の強みを活かすことのできるビジネスの可能性が内在していると考えております。

このような環境において、既存店については接客・販売を含めたマネジメントのあり方を見直すとともに、品揃えや集客方法の改革を進めてまい

ります。また、お客様動線により近い立地への「リビングスタイル店」の出店を含めた店舗配置の見直しを実施し、効率的な店舗展開を目指してまいります。さらには、日常の「祈り・願い」そして「供養」の新しいライフスタイルを提案する新業態店舗である「こころのアトリエ」の実験拡大により、新たな顧客層の獲得に努めてまいります。

仏壇仏具事業に関しては、お客様のニーズを捉えた商品及び新たな提案によりニーズ喚起できるような商品の企画・開発・投入を推し進め、演出・販売方法も含め仮説・検証に取り組んでまいります。

墓石事業に関しては、営業店の対応力向上のための取組みを進めるとともに、他社にはない店舗ネットワークを活かした事業認知度向上への取組みを継続して行ない、シェア拡大を目指してまいります。

屋内墓苑事業に関しては、既存物件の受託販売業務に注力しながら、新規物件の受託販売のための準備も並行して進めてまいります。また、「屋内墓苑」という新しいお墓のあり方を広く認知していただくとともに、墓石と屋内墓苑を埋葬に対するニーズを満たす商品として総合的に提案してまいります。さらに、複数の物件の受託販売を同時に行なうことで、販売促進活動の効率化を図ってまいります。

また一方で、当社が提案できる商品・サービスの機能をより広い定義で捉え、「供養」の分野のみならず日常の「祈り・願い」の分野においても、「心の平和と生きる力」を実現する商品・サービスを開発し、社会へ提案・提供してまいります。

(7) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社は、主に宗教用具関連事業を行なっております。

(8) 主要な事業所（平成29年３月31日現在）

福　岡　本　社　（福岡市博多区）
東　京　本　社　（東京都文京区）
商品センター　（横浜市中区）
営　業　店　117店

セグメント	区　分	地　区	都道府県名	店舗数
仏壇仏具・墓石	東日本	関　東		店
			東　京　都	24
			神奈川県	24
			千　葉　県	14
			埼　玉　県	15
			茨　城　県	4
			栃　木　県	2
			群　馬　県	1
			山　梨　県	1
			小　計	85
		東　海	愛　知　県	4
			岐　阜　県	1
			小　計	5
			計	90
	西日本		福　岡　県	18
			大　分　県	3
			佐　賀　県	2
			山　口　県	3
			計	26
	セグメント計			116
その他			神奈川県	1
合計				117

(9) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

セグメント区分		使用人数	対前期末比増減
仏壇仏具・墓石	東日本	430名	22名減
	西日本	150名	4名減
屋内墓苑		25名	11名減
その他		21名	5名増
全社(共通)		130名	1名増
計		756名	31名減

（注）１．使用人数は就業員数であり、上記の使用人数には臨時使用人（年間平均雇用人員376名）は含まれておりません。
２．使用人数が前期末に比べ31名減少したのは、主に、当期から雇用形態別人事制度を導入したことに伴い、契約社員の一部を臨時使用人に変更したことによるものであります。

(10) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	千円
株式会社福岡銀行	995,000
株式会社西日本シティ銀行	845,000
株式会社みずほ銀行	820,000

2．会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　60,000,000株
(2) 発行済株式の総数　　18,626,376株（自己株式521,594株を含む）
(3) 株主数　　18,743名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
長谷川興産株式会社	3,937	21.75
長谷川　裕一	2,143	11.84
株式会社西日本シティ銀行	872	4.81
株式会社福岡銀行	677	3.74
はせがわグループ社員持株会	629	3.47
株式会社みずほ銀行	571	3.15
長谷川　房生	497	2.75
有限会社法隆	443	2.45
損害保険ジャパン日本興亜 株式会社	315	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	297	1.64

（注）１．当社は、自己株式を521,594株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

（平成29年３月31日現在）

	発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	平成25年６月20日	1,700個	普通株式 170,000株	無償	新株予約権１個当たり 62,300円	平成25年７月１日～平成30年６月30日	発行価額 749円 資本組入額 375円	５名
社外取締役	平成25年６月20日	300個	普通株式 30,000株	無償	新株予約権１個当たり 62,300円	平成25年７月１日～平成30年６月30日	発行価額 749円 資本組入額 375円	１名
監査役	平成25年６月20日	100個	普通株式 10,000株	無償	新株予約権１個当たり 62,300円	平成25年７月１日～平成30年６月30日	発行価額 749円 資本組入額 375円	１名
取締役（社外取締役を除く）	平成26年６月20日	2,380個	普通株式 238,000株	無償	新株予約権１個当たり 65,100円	平成26年７月１日～平成31年６月30日	発行価額 791円 資本組入額 396円	６名
社外取締役	平成26年６月20日	100個	普通株式 10,000株	無償	新株予約権１個当たり 65,100円	平成26年７月１日～平成31年６月30日	発行価額 791円 資本組入額 396円	１名
監査役	平成26年６月20日	100個	普通株式 10,000株	無償	新株予約権１個当たり 65,100円	平成26年７月１日～平成31年６月30日	発行価額 791円 資本組入額 396円	１名
取締役（社外取締役を除く）	平成27年６月23日	1,800個	普通株式 180,000株	無償	新株予約権１個当たり 54,700円	平成27年７月１日～平成32年６月30日	発行価額 653円 資本組入額 327円	６名

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

氏　　名	地　位　及　び　担　当	重要な兼職の状況
長谷川　房　生	代表取締役会長	
江　崎　　徹	代表取締役社長 マーケティンググループ長	
川　江　　充	常務取締役 営業支援グループ長	
砂　田　浩　孝	取締役 ＳＣ開発部担当	
堀　尾　淳　美	取締役 マーケティンググループ副グループ長 兼 東京営業部長	
中　谷　泰　文	取締役 マーケティンググループ副グループ長	
井　上　健　一	取締役 寺社聖石グループ担当	
茶　木　正　安	取締役	
森　山　弘　和	取締役	
廣　瀬　　稔	常勤監査役	
和　田　　衛	監査役	
池　田　眞　敏	監査役	

（注）１．取締役 砂田 浩孝及び森山 弘和は、平成28年６月21日開催の第50期定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
２．取締役 青木 孝一は、平成28年６月21日開催の第50期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
３．監査役 和田 衛及び池田 眞敏は、平成28年６月21日開催の第50期定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。
４．監査役 兼松 久は、平成28年６月21日開催の第50期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
５．監査役 田中 茂は、平成28年６月21日開催の第50期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
６．取締役 茶木 正安及び森山 弘和は、社外取締役であります。
７．監査役 廣瀬 稔、和田 衛及び池田 眞敏は、社外監査役であります。
８．監査役 廣瀬 稔及び池田 眞敏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
９．監査役 和田 衛は、弁護士の資格を有しております。
10．当社は、取締役 茶木 正安及び森山 弘和並びに監査役 和田 衛及び池田 眞敏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

（参考）当社は、執行役員制度を導入しております。
各執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

氏　　名	担　　当
※　江　崎　　徹	マーケティンググループ長
※　川　江　　充	営業支援グループ長
※　砂　田　浩　孝	ＳＣ開発部担当
※　堀　尾　淳　美	マーケティンググループ副グループ長 兼 東京営業部長
※　中　谷　泰　文	マーケティンググループ副グループ長
榎　本　哲　治	寺社聖石グループ長 兼 聖石部長
新　貝　三四郎	寺社聖石グループ 墓苑開発部長
中　村　和　徳	商品開発部 兼 商品部担当

（注）※印の執行役員は、取締役兼務者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役とは会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	支給人員	報酬等の額
取締役	10名	170,021千円 （うち社外取締役　3名　8,640千円）
監査役	5名	24,778千円 （うち社外監査役　5名　24,778千円）
合　計	15名	194,800千円 （うち社外役員　8名　33,418千円）

（注）1．取締役の報酬限度額は、平成25年６月20日開催の第47期定時株主総会において、年額400,000千円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議頂いております。
なお、使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。

2．監査役の報酬限度額は、平成６年６月29日開催の第28期定時株主総会において、年額35,000千円と決議頂いております。

3．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額14,727千円（社外取締役を除く取締役７名に対し13,728千円、監査役３名に対し998千円（うち社外監査役３名に対し998千円））

② 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

③ 役員の報酬等の決定に関する方針

社内取締役の報酬については、業績との連動、株主の皆様との価値共有、業績や企業価値向上に対する意欲喚起を狙いとして定めた役員（取締役）報酬制度に基づき決定することを基本方針としております。なお、報酬水準については、同程度の規模の上場企業と比較を行なったうえで設定しております。

社外取締役の報酬については、独立した立場から経営の監督機能を担うことが役割であることを踏まえ、固定報酬のみとしており、業績により変動する要素はありません。

監査役の報酬については、社内、社外に関わらず、独立した立場から取締役の職務執行の監査機能を担うことが役割であることを踏まえ、固定報酬のみとしており、業績により変動する要素はありません。なお、常勤監査役の報酬水準については、同程度の規模の上場企業と比較を行なったうえで設定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席状況	出席率	出席状況	出席率
	回	%	回	%
取締役 茶木 正安	21／21	100	－	－
取締役 森山 弘和	16／16	100	－	－
監査役 廣瀬 稔	19／21	90	12／12	100
監査役 和田 衛	16／16	100	8／8	100
監査役 池田 眞敏	16／16	100	8／8	100

（注）1．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

2．取締役 森山 弘和は、平成28年６月21日開催の第50期定時株主総会において選任されたため、上記取締役会の開催回数が他の役員と異なっております。

3．監査役 和田 衛及び池田 眞敏は、平成28年６月21日開催の第50期定時株主総会において選任されたため、上記取締役会及び監査役会の開催回数が他の役員と異なっております。

ロ．社外取締役の取締役会における発言状況

取締役 茶木 正安は金融面での豊かな知見に基づく企業経営の見地から､取締役 森山 弘和は経営コンサルティングを通しての豊かな知見に基づく企業経営の見地から、適宜発言を行なっております。

ハ．社外監査役の取締役会及び監査役会における発言状況

監査役 廣瀬 稔及び池田 眞敏は主として公認会計士としての専門的見地から、監査役 和田 衛は主として弁護士としての専門的見地から適宜発言を行なっております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人　トーマツ

(2) 報酬等の額

区　分	報酬等の額
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	32,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、「当期に係る会計監査人としての報酬等の額」には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第１項及び第２項の同意を行なっております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、マイナンバー対応に係る助言、指導業務を委託いたしました。その報酬等の額は1,000千円であり、上記「(2) 報酬等の額」の「当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」に含まれております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(6) 会計監査人が受けた過去２年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会で決議しており、当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社からなる企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 当社及び子会社からなる企業集団（以下「当企業グループ」という）のコンプライアンス体制に係るマニュアルの整備、充実に努め、取締役及び使用人が法令・定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。また、その充実を図るため、コンプライアンス担当取締役を置き、当該取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的に会合を開き、コンプライアンス問題に対する対応を行なう。なお、委員会の参加者は、コンプライアンス委員長が当企業グループの取締役及び使用人から指名をもって決定する。

＜運用状況＞

各種法令に対応した「コンプライアンス・マニュアル」及び個別の法令に対応したガイドライン等はイントラネットを介して取締役及び使用人等が常時閲覧可能な状態にしている。

また、コンプライアンス担当取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置（顧問弁護士及び常勤監査役陪席）し、当事業年度は６回開催した。

② 総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に総括することとし、監査室は、総務部と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

＜運用状況＞

監査室は、「内部監査規程」及び内部監査計画に基づき、当事業年度は営業店49店舗、霊園管理事務所３拠点、屋内墓苑営業所２拠点、本社８部門（12チーム）の内部監査を実施し、準拠性監査及び業務監査の中でコンプライアンスの状況を監査している。内部監査での指摘項目のうち重要なものについてはコンプライアンス委員会に報告され、その後定期的な改善状況の報告及びモニタリングが行なわれている。

監査の結果及びフォローアップ監査の結果は常勤取締役及び常勤監査役に都度報告され、当事業年度の監査実施状況は取締役会及び監査役会に報告されている。

③　法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行なう手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

＜運用状況＞

社内通報制度として「ホットライン」を設置し、社員手帳への掲載等により周知を図るとともに、通報者ならびに通報者に協力した者の保護を「ホットライン規程」に明記している。また、必要に応じてコンプライアンス委員会に諮問し、または直ちに違法行為を中止するよう命令するなど、必要な措置を講じる体制をとっている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

＜運用状況＞

取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適正な保存及び管理を行なっており、取締役及び監査役が全ての情報を常時閲覧できる体制をとっている。

(3) 当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署、委員会にて規則、ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配付等を行なうものとし、当企業グループにおける組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行なうものとする。

＜運用状況＞

コンプライアンス委員会において各部門におけるリスクを認識し、課題設定及びその改善措置（規程制定、マニュアルの作成配付等）を実施している。また、その他専門委員会等においては各事業に関するリスクを検討するため、リスク項目や投資判断等の基準を明記したガイドラインを制定している。

災害については「地震災害初期対応マニュアル」を制定し、社員や資産、業務の推進等に大きな被害をもたらす地震災害に対し備えを行なっている。

(4) 当企業グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

① 当社の社内の規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行なわれる体制をとるものとする。

＜運用状況＞

取締役会規程に基づき、当事業年度は取締役会を21回開催（他に書面決議１件）し、重要な意思決定を行なうとともに、取締役の職務執行状況報告を定期的に行なっている。また、取締役の業務執行については職務権限基準表及び稟議規程に基づき適正かつ効率的に行なわれている。

② 子会社については自律的経営を基礎としつつ、当社は、関係会社管理規程に基づき、経営成績、財務状況、その他の重要な情報について定期的に報告を受けるものとし、一定の事項について子会社の取締役会決議前に当社関係部署に承認を求め、または報告することを義務づけ、一定の基準に該当するものは当社取締役会に付議するものとする。

＜運用状況＞

当事業年度においては子会社を有していない。

(5) 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社のコンプライアンス担当取締役を当企業グループの内部統制の整備に関する責任者とする。

＜運用状況＞

コンプライアンス担当取締役を当企業グループの内部統制の整備に関する責任者とし、「関係会社管理規程」に基づき、グループ全体の内部統制の強化を図ることとしている。

なお、当事業年度においては子会社を有していない。

② 経営管理部を子会社管理の統括部門とし、関係会社管理規程の整備・見直しを通して、当企業グループの内部統制の充実に努める。

＜運用状況＞

当事業年度においては子会社を有していない。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役の職務を補助する使用人を配置できるものとする。

＜運用状況＞

総務部スタッフ１名を監査役の職務を補助する専任の使用人として配置している。

② 前号の使用人の配置にあたっては必要な知識・能力を備えた専任または兼任の適切な員数を確保するものとし、人事異動その他の事項については、事前に監査役会と協議するものとする。

＜運用状況＞

補助使用人の人事異動その他の事項は監査役会と協議の上決定している。

なお、人事評価については常勤監査役が行なっている。

③ 第１号の使用人の業務に関して監査役から指示を受けた時は、専らその指揮命令に従う体制を整備する。また、その業務の遂行にあたり、社内の各会議体への出席等（監査役の代理出席を含む）、執行部署の協力体制を確保する。

＜運用状況＞

補助使用人は業務執行者からの独立性が確保され、専ら監査役からの指揮命令に従う体制を整備している。また、業務の遂行にあたり、取締役会その他の重要な会議へ出席し、執行部署からの協力体制を確保している。

(7) 当企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当企業グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当企業グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。なお、当該報告をしたことを理由として、報告をした者が不利な取り扱いを受けないものとする。

＜運用状況＞

重要な情報は随時常勤監査役に報告され、定期的かつ必要に応じて監査役会に報告されている。また、報告者が不利な取り扱いを受けないよう方針を徹底している。

(8) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

① 監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

＜運用状況＞

監査役会は代表取締役と意見交換会を四半期に1回開催している。また、会計監査人とは決算方針打合せ及びレビューないし監査結果報告会後に意見交換会を各四半期にそれぞれ1回開催している。

② 監査役は、その職務の執行にあたり、必要に応じて社内の各会議体へ出席できるものとする。

＜運用状況＞

監査役は取締役会その他の重要な会議へ出席している。

③ 監査役の職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求について、当社は速やかに当該費用を支払うものとする。

＜運用状況＞

監査役の職務を執行する上で必要な費用については速やかに支払いを行なっている。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当企業グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。また、総務部を反社会的勢力排除に向けた統括部門とし、反社会的勢力による被害を防止するための情報収集を行なうため、福岡県企業防衛協議会及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟するほか、警察関係機関との情報交換や各種研修の参加等により連携を強化し、社内啓蒙活動に努める。

＜運用状況＞

「反社会的勢力および不当要求への対応マニュアル」をイントラネットに掲載し、また、同マニュアルの簡易版を社員手帳に記載することによって、反社会的勢力排除に向けて周知を図っており、当該マニュアルに基づき、新規に取引を開始する相手先についての厳正なチェックを行なうことにより、反社会的勢力との取引を未然に防止する仕組みを構築・運用している。

また、警察関係機関が主催する各種研修や情報交換会等に参加し、反社会的勢力排除に関しての情報収集と警察関係機関との連携強化を図るとともに、反社会的勢力及び不当要求への対応について社内研修を行なう等、反社会的勢力との関係遮断に努めている。

7．会社の支配に関する基本方針

買収防衛策の方針について特に記載すべき事項はありません。

8．剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様に対する利益還元が経営の重要施策の一つであるとの認識に立ち、長期にわたる安定した配当を基本とし、内部留保金や業績なども勘案して配当を行なうこととしております。

なお、内部留保金については、「リビングスタイル店」の出店や「既存店」のリニューアル、新業態店舗である「こころのアトリエ」の出店、霊園・墓所の確保など、事業の拡大や基盤強化のために効果的に投資してまいります。

当期の期末配当については平成29年５月12日の当社取締役会にて１株当たり３円75銭の配当を行なうことを決議する予定であります。

既に平成28年12月１日に実施済みの中間配当金１株当たり３円75銭とあわせ、年間配当金は１株当たり７円50銭になります。

また、次期の配当については、中間配当金１株当たり３円75銭、期末配当金１株当たり３円75銭とし、年間配当金１株当たり７円50銭とする予定であります。

（本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。）

貸 借 対 照 表

（平成29年３月31日現在）

（単位 千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	6,199,430	流動負債	4,047,163
現金及び預金	2,052,931	買掛金	554,026
受取手形	7,037	１年以内返済予定の長期借入金	1,469,700
売掛金	845,544	リース債務	106,743
商品	2,877,866	未払金	468,510
前渡金	16,481	未払費用	176,990
前払費用	188,352	未払法人税等	173,548
繰延税金資産	156,660	未払消費税等	108,060
その他	58,455	前受金	621,421
貸倒引当金	△3,900	預り金	87,162
固定資産	11,713,919	賞与引当金	281,000
有形固定資産	2,338,968	固定負債	3,977,554
建物	440,542	長期借入金	3,090,000
造作	685,428	リース債務	158,042
構築物	92,430	退職給付引当金	39,327
機械及び装置	292	役員退職慰労引当金	171,805
什器備品	385,949	資産除去債務	378,532
土地	685,208	その他	139,846
リース資産	49,117	負債合計	8,024,718
無形固定資産	212,332	（純資産の部）	
ソフトウェア	13,122	株主資本	9,698,625
リース資産	162,686	資本金	4,033,508
電話加入権	36,523	資本剰余金	1,548,018
投資その他の資産	9,162,617	資本準備金	1,096,682
投資有価証券	500,279	その他資本剰余金	451,336
関係会社株式	28,312	利益剰余金	4,289,289
関係会社出資金	7,527	その他利益剰余金	4,289,289
長期貸付金	71,512	買換資産圧縮積立金	4,772
長期前払費用	257,479	繰越利益剰余金	4,284,517
前払年金費用	219,278	自己株式	△172,191
繰延税金資産	203,778	評価・換算差額等	91,901
営業保証金	6,608,134	その他有価証券評価差額金	91,901
差入保証金	1,345,524	新株予約権	98,104
その他	796,690	純資産合計	9,888,631
貸倒引当金	△875,898		
資産合計	17,913,349	負債及び純資産合計	17,913,349

損 益 計 算 書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位 千円）

科目	金	額
売上高		19,378,630
売上原価		7,189,979
売上総利益		12,188,650
販売費及び一般管理費		11,300,052
営業利益		888,598
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	15,949	
受取家賃	90,491	
貸倒引当金戻入額	33,768	
債権譲渡益	49,662	
その他	44,916	234,789
営業外費用		
支払利息	49,721	
賃貸費用	96,931	
その他	31,715	178,368
経常利益		945,019
特別利益		
投資有価証券売却益	35,199	
新株予約権戻入益	14,742	49,941
特別損失		
減損損失	270,774	270,774
税引前当期純利益		724,186
法人税、住民税及び事業税	293,017	
法人税等調整額	22,096	315,114
当期純利益		409,072

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位　千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					買換資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,026,570	1,089,744	451,330	1,541,074	5,209	4,010,615	4,015,825	△172,056	9,411,413
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	6,938	6,938	－	6,938	－	－	－	－	13,876
買換資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	△437	437	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△135,607	△135,607	－	△135,607
当期純利益	－	－	－	－	－	409,072	409,072	－	409,072
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△155	△155
自己株式の処分	－	－	5	5	－	－	－	20	26
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	6,938	6,938	5	6,943	△437	273,902	273,464	△134	287,211
当期末残高	4,033,508	1,096,682	451,336	1,548,018	4,772	4,284,517	4,289,289	△172,191	9,698,625

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	18,201	18,201	115,165	9,544,780
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	－	13,876
買換資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	△135,607
当期純利益	－	－	－	409,072
自己株式の取得	－	－	－	△155
自己株式の処分	－	－	－	26
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	73,699	73,699	△17,060	56,639
当期変動額合計	73,699	73,699	△17,060	343,850
当期末残高	91,901	91,901	98,104	9,888,631

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月９日

株式会社はせがわ
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野　澤　　啓　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　池　田　　徹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社はせがわの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月10日

株式会社　はせがわ　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　廣　瀬　　稔　㊞

社外監査役　和　田　　衛　㊞

社外監査役　池　田　眞　敏　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（９名）が任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行なえるよう１名減員し、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	長谷川　房生（はせがわ　ふさお） （昭和21年11月15日）	昭和47年４月　富士ゼロックス株式会社入社 昭和49年５月　当社入社 昭和57年12月　同取締役（非常勤） 昭和59年１月　同専務取締役 平成７年１月　同専務取締役 営業本部長 平成11年６月　同専務取締役 商品本部長兼海外事業本部長 平成13年７月　同専務取締役 執行役員 経営開発部・人材開発部担当 平成16年１月　同専務取締役 執行役員 経営開発部担当 平成18年６月　同取締役副社長 執行役員 管理本部長 平成19年６月　同代表取締役副社長 平成20年４月　同代表取締役社長 平成21年８月　同代表取締役社長 執行役員 マーケティンググループ長 平成22年４月　同代表取締役社長 平成26年６月　同代表取締役会長（現任）	497,985株
	【取締役候補者とした理由】 長谷川房生氏は、当社の取締役として長年にわたり経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに、見識に優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	江崎（え ざき）　徹（とおる） （昭和34年11月８日）	昭和58年４月　当社入社 平成９年４月　同営業企画室長 平成13年４月　同経営開発部長 平成19年１月　同葬儀紹介推進部長 平成21年４月　同理事 経営企画部長 平成21年６月　同執行役員 経営企画部長 平成22年４月　同執行役員 営業グループ長 平成23年４月　同執行役員 マーケティンググループ長兼アジア部長 平成23年６月　同取締役 執行役員 マーケティンググループ長兼アジア部長 平成24年７月　同取締役 執行役員 マーケティンググループ長兼営業企画部長 平成26年１月　同取締役 執行役員 マーケティンググループ長兼経営改革推進室担当 平成26年６月　同取締役副社長 執行役員 マーケティンググループ長 平成27年４月　同取締役副社長 執行役員 マーケティンググループ長兼未来開発部担当 平成28年４月　同代表取締役社長 執行役員 マーケティンググループ長（現任）	17,500株
	【取締役候補者とした理由】 江崎徹氏は、当社で経営管理、営業領域の業務を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有し、平成28年４月より当社の代表取締役社長を務めており、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	川江 充（かわえ みつる） （昭和29年1月10日）	昭和51年４月　山一證券株式会社入社 平成10年４月　日本テレコム株式会社（現･ソフトバンク株式会社）入社 平成16年５月　当社入社 平成18年４月　同経営企画部長 平成21年４月　同理事 東京営業部千葉第２エリア穴川店 店長 平成21年10月　同理事 葬祭事業グループ 開発部長 平成22年４月　同理事 経営改革推進室長 平成24年４月　同理事 営業支援グループ副グループ長兼経営改革推進室長 平成24年６月　同取締役 執行役員 営業支援グループ長兼経営改革推進室長 平成25年10月　同取締役 執行役員 営業支援グループ長 平成26年６月　同常務取締役 執行役員 営業支援グループ長 平成27年８月　同常務取締役 執行役員 営業支援グループ長 兼 経営管理部長 平成28年４月　同常務取締役 執行役員 営業支援グループ長 平成29年４月　同常務取締役 執行役員 寺社聖石グループ担当（現任）	2,000株
	【取締役候補者とした理由】 川江充氏は、当社で長く経営企画に携わっており、経理財務部門に精通しております。その豊富な経験・実績・見識を墓石事業においても発揮することを期待して引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	すな　だ　ひろ　たか 砂　田　浩　孝 （昭和29年5月13日）	昭和53年３月　株式会社レナウン入社 平成12年２月　ティンバーランド・ジャパン株式会社代表取締役社長 平成19年４月　ワンスアラウンド株式会社取締役 平成20年５月　株式会社新星堂代表取締役社長 平成25年６月　同相談役 平成25年６月　株式会社ルートワン・パワー特別顧問（現任） 平成27年８月　ＵＵＵＭ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 平成28年４月　当社入社 執行役員 ＳＣ開発部担当 平成28年６月　同取締役 執行役員 ＳＣ開発部担当 平成29年４月　同取締役 執行役員 ＳＣ開発部兼商品開発部兼商品部担当（現任）	2,000株
	【取締役候補者とした理由】 砂田浩孝氏は、流通・小売の分野で多くの企業経営に参画し、幅広い経験と高い実績を有しており、当社の事業拡大における重要な意思決定や取締役会の一員としての取締役の職務執行の監督機能強化の推進に適任であると判断して引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	堀尾淳美（ほりお あつみ） （昭和32年2月9日）	昭和56年４月　株式会社福岡銀行入行 平成22年３月　当社入社 平成24年４月　同経営管理部長 平成25年６月　同執行役員 経営管理部長 平成26年１月　同執行役員 マーケティンググループ副グループ長 平成26年３月　同執行役員 マーケティンググループ副グループ長兼東京営業部長 平成26年６月　同取締役 執行役員 マーケティンググループ副グループ長兼東京営業部長兼商品部担当 平成27年８月　同取締役 執行役員 マーケティンググループ副グループ長兼東京営業部長 平成29年４月　同取締役 執行役員 マーケティンググループ副グループ長 提携推進部兼西日本営業部兼西日本統括担当（現任）	2,000株
	【取締役候補者とした理由】 堀尾淳美氏は、当社で経営管理部門及び営業部門の責任者を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、当社における経営戦略の策定・推進に適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者としました。		
6	中谷泰文（なかたに やすふみ） （昭和34年11月16日）	昭和58年４月　株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行 平成24年11月　当社入社 執行役員 寺社聖石グループ副グループ長 平成25年６月　同執行役員 寺社聖石グループ副グループ長兼納骨堂開発部長 平成26年４月　同執行役員 寺社聖石グループ副グループ長兼屋内墓苑部長 平成26年６月　同取締役 執行役員 寺社聖石グループ長 平成28年４月　同取締役 執行役員 マーケティンググループ副グループ長 平成29年４月　同取締役 執行役員 営業支援グループ長（現任）	4,800株
	【取締役候補者とした理由】 中谷泰文氏は、当社で長く墓石事業を担当するとともに、金融面で豊富な経験・実績を有しており、当社における経営戦略の策定・推進に適切な人材であると判断したため引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	茶木正安（さきまさやす） （昭和21年7月17日）	昭和44年４月　株式会社日本不動産銀行（現・株式会社あおぞら銀行）入行 平成４年６月　同取締役 東京支店長 平成８年６月　同常務取締役 平成10年６月　同専務取締役 平成12年11月　三洋信販株式会社専務執行役員 平成15年７月　フィッチ・レーティングス・ジャパンＣＥＯ 平成18年６月　株式会社福岡リアルティ代表取締役社長 平成18年７月　福岡リート投資法人執行役員 平成24年６月　当社取締役（現任） 平成26年６月　株式会社ファルコン・コンサルティング上席顧問（現任） 平成27年６月　株式会社メッセージ（現・ＳＯＭＰＯケアメッセージ株式会社）社外取締役（現任）	－
	【社外取締役候補者とした理由】 茶木正安氏は、金融面での高い見識を有しており、また国内外のファイナンスにも精通していることから、当社の経営監督機能の強化や有益な助言を得られることを期待して引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
8	森山弘和（もりやま ひろかず） （昭和25年7月1日）	昭和44年４月　山一證券株式会社入社 昭和49年７月　株式会社山一証券経済研究所出向 平成６年４月　同社経営調査部長 平成10年２月　株式会社森山弘和事務所代表取締役社長 平成17年４月　株式会社レコフ常務執行役員 平成20年５月　株式会社森山事務所代表取締役社長（現任） 平成27年６月　盟和産業株式会社社外監査役（現任） 平成28年６月　当社取締役（現任）	－
	【社外取締役候補者とした理由】 森山弘和氏は、経営コンサルティングを通して企業経営における豊かな知識と高い見識を有しており、また企業経営者として豊富な経験を有することから、当社の経営監督機能の強化や有益な助言を得られることを期待して引き続き取締役候補者としました。		

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．「所有する当社株式の数」については、平成29年５月16日現在の所有株式数を記載しております。
３．当社は、茶木正安氏及び森山弘和氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、茶木正安氏及び森山弘和氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。
４．茶木正安氏及び森山弘和氏は、社外取締役候補者であります。
５．茶木正安氏及び森山弘和氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって茶木正安氏が５年、森山弘和氏が１年となります。
６．当社は、茶木正安氏及び森山弘和氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、茶木正安氏及び森山弘和氏が再任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第２号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任される取締役井上健一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める役員退職慰労金支給規程（平成28年７月１日改定）に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
井上（いのうえ）　健一（けんいち）	平成17年６月　当社取締役 平成24年６月　当社取締役副社長 平成26年６月　当社代表取締役社長 平成28年４月　当社取締役　現在に至る

また、当社は平成29年５月12日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第１号議案をご承認いただいた場合に再任される取締役（既に役員退職慰労金制度を廃止した社外取締役を除く）長谷川房生、江崎徹、川江充、砂田浩孝、堀尾淳美、中谷泰文の６氏及び在任中の監査役（既に役員退職慰労金制度を廃止した非常勤監査役を除く）廣瀬稔氏に対し、それぞれ本総会終結時までの在任中の功労に報いるため、当社の定める役員退職慰労金支給規程（平成28年７月１日改定）に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給したいと存じます。

なお、その支給の時期につきましては、各取締役及び常勤監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び常勤監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
長谷川　房生	昭和57年12月　当社取締役 昭和59年１月　当社専務取締役 平成18年６月　当社取締役副社長 平成20年４月　当社代表取締役社長 平成26年６月　当社代表取締役会長　現在に至る
江崎　徹	平成23年６月　当社取締役 平成26年６月　当社取締役副社長 平成28年４月　当社代表取締役社長　現在に至る
川江　充	平成24年６月　当社取締役 平成26年６月　当社常務取締役　現在に至る
砂田　浩孝	平成28年６月　当社取締役　現在に至る
堀尾　淳美	平成26年６月　当社取締役　現在に至る
中谷　泰文	平成26年６月　当社取締役　現在に至る
廣瀬　稔	平成24年６月　当社常勤監査役　現在に至る

第３号議案　取締役に対する株式報酬制度導入の件

１．提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、役員退職慰労金制度を廃止し、これに代わるものとして、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、断りがない限り、本議案において同じとする。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」という。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成25年６月20日開催の第47期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬限度額（年額400百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の算定方法及び内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

現時点において、本制度の対象となる取締役は７名ですが、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は６名となります。

２．本制度に係る報酬等の額の算定方法及び内容

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

（２）本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

（３）信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成30年３月末日で終了する事業年度から平成34年３月末日で終了する事業年度までの５事業年度（以下、当該５事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する５事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株

式等の給付を行なうため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（平成29年８月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、下記（５）のとおり、１事業年度当たり80,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、400,000株を取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、平成29年５月11日の終値465円を適用した場合、上記の必要資金は、約186百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行なうために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行なう場合において、すでに信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（４）当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（３）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行ないません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはございません。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、400,000株を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得等の詳細につきましては、適時適切に開示いたします。

（５）取締役に給付される当社株式等の数の具体的な算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、80,000ポイントを上限とします。これは、上記１．に記載の取締役の報酬限度額（年額400百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（６）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行なわれた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行ないます。）。

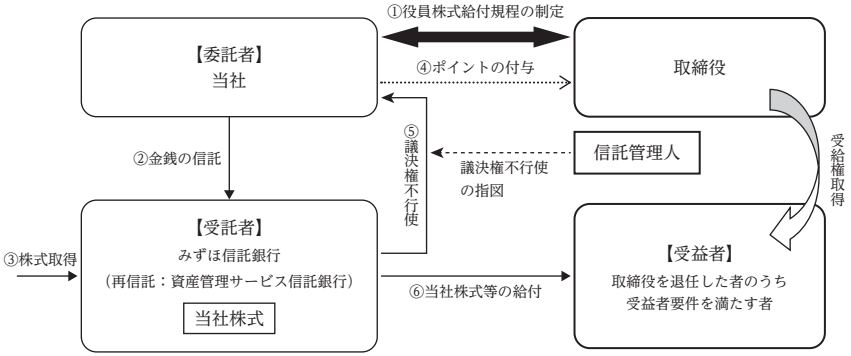
下記（６）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（１を超えないものとする。）を乗じて得たポイント数（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。）とします。

（６）当社株式等の給付及び報酬等の額の算定方法

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行なうことにより、退任後に本信託から、原則として上記（５）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式の給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行なうために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価格を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行なわれた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行なう。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

＜ご参考：本制度の仕組み＞



①当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
②当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
⑥本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」という。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項に基づき、予め補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
渕上岩義 （ふちうえいわよし） （昭和33年１月16日）	昭和56年４月　当社入社 平成８年４月　同東京営業部長 平成14年４月　同執行役員 西日本事業本部長 平成16年４月　同執行役員 営業統括部長 平成21年４月　同理事 監査室長 平成23年10月　同執行役員 寺社納骨堂工芸部長 平成25年10月　同理事 人事総務部総務チーム監査役付スタッフ 平成28年４月　同理事 総務部 監査役付スタッフ（現任）	1,800株
【補欠監査役候補者とした理由】 渕上岩義氏は、内部監査部門及び監査役付スタッフとしての経験を有していることから、その経験を当社の監査体制強化に活かしていただけるものと判断し、補欠監査役候補者としました。		

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．「所有する当社株式の数」については、平成29年５月16日現在の所有株式数を記載しております。

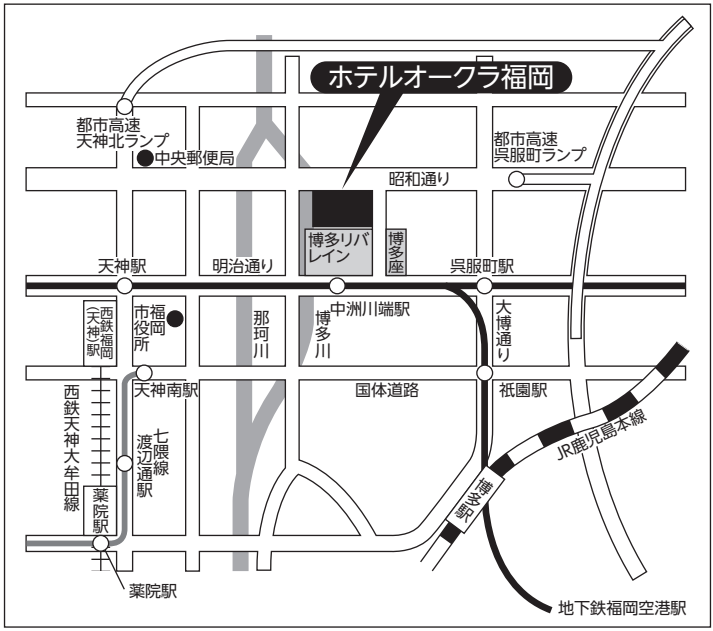
３．渕上岩義氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

ただし、当該契約に基づく限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。

以　上

株主総会会場ご案内図

福岡市博多区下川端町３番２号
ホテルオークラ福岡　４階　平安の間Ⅲ
TEL（092）262−1111



※JR博多駅から
　地下鉄　　所要時間約５分「中洲川端」駅直結
　　（川端口改札を出て６番出口）
　タクシー　所要時間約10分
※福岡空港から
　地下鉄　　所要時間約10分「中洲川端」駅直結
　　（川端口改札を出て６番出口）
　タクシー　所要時間約20分
※西鉄福岡（天神）駅から
　徒歩　　所要時間約15分

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。